

令和6年

# 南部町議会第3回定例会会議録

令和6年9月 3日 開会

令和6年9月13日 閉会

山梨県南部町議会

令和 6 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 3 日

令和6年南部町議会第3回定例会（第1日目）

令和6年9月3日  
午前9時30分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第5号 令和5年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 議案第50号 南部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第51号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第52号 南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第53号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第9 議案第54号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第55号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第56号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第57号 令和6年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第58号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第59号 令和6年度南部町睦合財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第60号 令和6年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第61号 令和6年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第62号 令和6年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第63号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第19 認定第1号 令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第2号 令和5年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第3号 令和5年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第4号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第5号 令和5年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第6号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第25 認定第 7号 令和5年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第26 認定第 8号 令和5年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第27 認定第 9号 令和5年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第28 認定第10号 令和5年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第29 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について  
日程第30 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦について  
日程第31 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	芦澤潤一郎	2番	望月憲之
3番	望月小五郎	4番	塩津悟
5番	望月郁夫	6番	木内秀樹
7番	遠藤高芳	8番	高橋茂広
9番	遠藤光宣	10番	仲亀佳定
11番	小泉昇一	12番	望月光彦

3. 欠席議員(0名)

4. 会議録署名議員

9番	遠藤光宣	10番	仲亀佳定
----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町長	佐野和広	教育長	市川隆
代表監査委員	田中清一	秘書政策監	滝基成
会計管理者	遠藤成	総務課長	遠藤一明
企画課長（兼） DX推進課長	杉山一陽	財政課長	渡辺雄治
税務課長	仲亀哲也	交通防災課長	金井貴
子育て支援課長	望月裕司	福祉保健課長	近藤利也
住民課長	渡辺幸博	産業振興課長（併） 農業委員会事務局長	佐野郁夫
建設課長	尾崎龍次	水道環境課長	岡村忠
デイサービスセンター所長	若林安彦	健康管理センター所長	大倉直也
学校教育課長	若林将基	生涯学習課長 （兼）公民館長	遠藤賢

6. 職務のために議場に参加した者の職氏名（1名）

議会事務局長 渡辺正樹



開会 午前 9時30分

○議長（望月光彦君）

皆さん、おはようございます。

令和6年第3回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

この週末は迷走し、各地に大雨をもたらした台風10号に対して避難所の開設や対策本部の設置等、休日を返上し対応に当たられました職員の皆さまには大変感謝いたします。

一部道路に土砂流出等は見られたものの、幸いにして町内で大きな災害が発生することなく本日を迎えられましたことに何より安堵しております。

今年の夏も梅雨明け以降、猛暑日が続き、告知放送から連日熱中症アラート発令による注意喚起が流れる大変厳しい夏でした。暑さは年々増しており、今回の台風発生進路状況からも、もはや日本の夏の様相が変わりつつあるように思えます。

そんな中、6年ぶりに通常開催された南部の火祭りは、天候にも恵まれ、多くの来場者の中で投げ松明に始まる伝統行事や花火が予定どおり実施されました。

富士川の夜空を赤々とまた煌びやかに染める荘厳な火祭りに誰もが感動したことと思われ、ふるさとの夏の風物詩として無事開催できましたことを誇らしく思いました。

華やかな祭りの裏には、多くの町民の協力や、職員の皆さまには炎天下の中での準備等、大変なご苦勞があったかと思われ、この場にて感謝申し上げます。

ありがとうございます。

さて、議員各位におかれましては、公私共にご多忙のところ、第3回定例会へご参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

今期定例会は、私どもの議員任期最終の定例会となります。

本定例会には、令和5年度の南部町各会計歳入歳出決算認定が提出されており、令和5年度予算が議決した目的に従って適正に執行されたのか、また、どのような行政成果があったのか、執行部から示されるわけであります。

審議内容は多岐にわたり、膨大なものでありますが、町民の負託に応えられますよう、活発で実りある質疑、討論をお願いいたします。

なお、本定例会もクールビズのため、上着ネクタイの着用は自由といたしますのでご了承ください。

それでは、本定例会の円滑なる議会運営に格段のご協力を重ねてお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

ただいまから、令和6年南部町議会第3回定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和6年南部町議会第3回定例会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

○議長（望月光彦君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、9番 遠藤光宣議員、および10番 仲亀佳定議員の両名を指名いたします。

---

○議長（望月光彦君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月20日までの18日間といたしたいと思いを。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月20日までの18日間とすることに決定いたしました。

---

○議長（望月光彦君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の教育長および監査委員に出席を求めたところ、お手元に配付のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長からお手元に配付のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情等についてであります。本日までには請願1件を受理いたしました。皆さまのお手元に配付いたしましたとおりであります。

請願第1号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

この1件については、会議規則第92条第1項の規定により、文教厚生常任委員会に付託いたします。

なお、審査は今期定例会会期中を期限といたしたいと思いを。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本付託案件は、今期定例会中の審査とすることに決定いたしました。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年度会計の令和6年5月分、令和6年度会計の令和6年5月・6月・7月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたのでご承知願います。

次に、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による、教育に関する事務の点検及び評価報告、令和5年度分の提出がありました。お手元に配付しておきましたのでご承知願います。

以上で、諸報告を終わります。

---

○議長（望月光彦君）

日程第4 報告第5号 令和5年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- 日程第5 議案第50号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第51号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第52号 南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第53号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第9 議案第54号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第55号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第56号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第57号 令和6年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第58号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第59号 令和6年度南部町睦合財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第60号 令和6年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第61号 令和6年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第62号 令和6年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第63号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第19 認定第1号 令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第2号 令和5年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第3号 令和5年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第4号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第5号 令和5年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第6号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第7号 令和5年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第8号 令和5年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第9号 令和5年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第10号 令和5年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第30 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

以上、27件について、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

町長から、行政報告と併せて、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

令和6年第3回定例会開催に当たり、提出いたしました案件の説明に先立ちまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

本日、南部町議会第3回定例会を開催いたしましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまの出席を賜り、議会が開催されますことに心から感謝申し上げます。

また、今議会は、議員皆さまの任期中最後の定例会であります。これまでの町政執行には多大なご協力をいただき、誠にありがとうございました。

さて、今年の南部の火祭りは6年ぶりに通常開催ができました。天気にも恵まれ、大勢の方々にお越しいただき、盛大に開催できたことを嬉しく思っております。

その後、8月22日に発生した台風10号は、速度が非常に遅く、進路も定まらない中、29日には鹿児島県に上陸し、九州に停滞する形となり、甚大な被害をもたらしました。

また、その後、北に進路を変え、日本列島を縦断、多くの地域で浸水被害、土砂災害が発生、本町でも2カ所の避難所を開設し、災害対策をいたしました。

幸いにも山梨、静岡に直接上陸する前に熱帯低気圧になり、台風本体の影響はそれほどありませんでしたが、大雨による土砂災害や、さらには河川の増水が危惧されました。

また、国内の政局を見ますと、岸田首相の退陣表明に伴う、自由民主党の総裁選挙が今月27日に行われますが、予定では10人以上が出馬意欲を示す混戦模様となっており、今後の政治に対する信頼回復や物価高対応など、自由民主党が一強となっている今、実質の日本の指導者を決めることになるわけですから、その結果を大いに注目してまいりたいと思います。

それでは、6月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

6月14日、6月定例会閉会后、晴天に恵まれたうつぶな公園であじさいまつりが開催され、議員の皆さま方と出席いたしました。平成7年から植栽が始まり、今年で29年。多くのあじさいボランティアの皆さんが、このひと時のために1年を通して手入れをしてくださることに心から感謝を申し上げます。

6月29日、令和6年度防災講演会が行われ、気象予報士・防災士の肩書を持ち、テレビ山梨のお天気キャスターであります米津龍一氏をお招きして、「南部町の気候特性と命を守る天気予報の活用術」と題して、南部町に特化した天気の特徴や気象情報の見方等について分かりやすくご講演をいただきました。

7月3日、社会を明るくする運動強調月間に合わせて、保護司の皆さまが町長室にお見えになり、内閣総理大臣からのメッセージ伝達が行われました。

犯罪や非行防止、過ちを犯した人の構成について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国運動への協力要請を受けるとともに、お越しいただいた皆さまには、保護司としての日ごろの活動のご労苦に対して感謝を申し上げます。

同日の午後、南部町総合教育会議を開催いたしました。

会議では、教育委員会の令和6年度の取組方針が説明されたほか、南部地区の小学校適正配置について、今後の方針内容について教育委員の皆さまと協議いたしました。

いずれの協議事項につきましても、本町の教育行政の方向性を確認する中で、情報共有を図ることができました。

7月4日、下部ホテルで南部警察官友の会の役員会、定期総会が開催され、出席いたしました。

南部署管内の企業や行政が会員となって組織されている友の会ですが、南部、身延、早川と広範囲を管轄する署員の皆さまには、日ごろから地域の治安維持のためご苦勞いただいていることに感謝とご慰勞を申し上げてまいりました。

7月19日、20日の両日、帝国ホテルで開催された行政研修会東京セミナーに出席してまいりました。

メインテーマに「人口減少に自治体はどう向き合うか」と題して、地方行財政の課題や少子化をめぐる女性意識の変化について意見交換をしてみました。

7月24日、今年度は南部町で青森南部町児童との交流会が実施され、歓迎のあいさつを述べてみました。

8月1日、南部町議会より要望をいただきました議員報酬の見直しにつきまして、報酬等審議委員を選出、委嘱式を行いました。

8月6日、町村長会議が開催され、出席いたしました。会議では、令和5年度の会務報告や決算認定のほか、来年度に向けて国、県の施策および予算に関する提案、要望が協議をされました。

8月8日、報酬等審議会より議員報酬の改定について審議した内容について答申を受けました。

8月15日、6年ぶりに雨の心配もなく南部の火祭りを盛大に開催することができました。おかげさまで、主催者である実行委員会からは3万人の来場者との発表もありました。今年の火祭りを訪れた皆さまも、荘厳な火の祭典に深く感動していただけたことと思います。実行委員および関係各位の皆さま、また「百人たい」にご協力をいただいた区民の皆さまにはお礼を申し上げます。

8月19日から23日まで山梨県町村会の町村長視察研修に参加し、山梨県と姉妹都市になっております韓国、忠清北道庁において、少子高齢化における子育て支援、高齢者支援対策について研修をしてみました。

8月26日、今年度より実施いたしました大学卒業見込み、大学を卒業した者を対象とした職員臨時採用試験の2次試験としまして、1次試験を突破しました事務職3名と、保育士職1名の面接試験を行いました。

以上で行政報告を終わります。

それでは、本定例議会にご提案させていただいた議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の議案集にありますように、本定例会への提出議案は報告が1件、条例の改正が3件、規約の変更が1件、補正予算案9件、工事請負契約の締結が1件、決算認定議案10件の合計27件であります。

はじめに、議案集をご覧ください。

議案集3ページ、報告第5号 令和5年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見書を付してご報告いたします。

議案集4ページをご覧ください。

本町においては、4指標ともに早期健全化基準以下であり、また、資金不足比率につきましても経営健全化基準以下となっており、健全な財政状況にあることを報告いたします。

次に、議案集5ページ、議案第50号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。7月17日に議会より議員報酬の見直しについての要望があり、南部町議会の議員報酬月額を改定することとしたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

次に、議案集7ページ、議案第51号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。児童福祉法に基づき国が定めた家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

次に、議案集9ページ、議案第52号 南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布され、マイナンバーカードと健康保険証が一体化となり、施行日以降、国民健康保険被保険者証が廃止されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

次に、議案集11ページ、議案第53号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。本年12月2日以降、現行の後期高齢者医療保険被保険者証が廃止されることが決定したため、規約の変更を行うものであります。

次に、議案第54号から議案第62号までは、一般会計ほか8会計の補正予算であります。

はじめに、令和6年度南部町一般会計補正予算（第3号）であります。6月補正予算後の情勢の変化に対応するため、国県支出金、財産収入、繰入金及び町債、令和5年度の決算剰余金などを主な財源として、緊急を要する事業に必要な措置を講じたところであります。

主な事業としては、道の駅なんぶ整備事業として倉庫棟の建築工事費を計上したほか、睦合小学校の外構整備に伴う測量設計業務委託料等を予算計上いたしました。

その結果、歳入歳出予算それぞれ1億2,585万円の追加となり、予算の総額を56億3,187万8千円とするものであります。

次に、特別会計です。

指定居宅サービス特別会計補正予算（第2号）は、サービス収入と繰入金を財源に、一般管理費および居宅サービス事業費を補正いたします。また、前年度決算が確定したことに伴い、過年度の精算も図っております。

国民健康保険特別会計補正予算（第2号）事業勘定は、繰越金を財源とした一般会計繰出金の補正が主たる内容となります。

介護保険特別会計補正予算（第2号）は、繰越金を主な財源とし、精算に伴う返還金や給付準備基金積立金、一般会計繰出金など8,519万1千円を補正いたします。

後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、前年度決算が確定したことに伴う補正であります。

睦合財産区および大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（各1号）は、前年度決算が確定したことに伴う補正であります。

富沢財産区特別会計補正予算は、木材売払い収入と繰越金を財源に、管理費および造林費を補正いたします。

次に、事業会計です。

簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出を補正いたします。

以上が、議案第54号から議案第62号までの一般会計ほか8会計の補正予算の提案説明となります。

次に、議案集の15ページ、議案第63号 工事請負契約の変更契約の締結についてであります。南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第2条

の規定により、昨年12月の第4回定例会において、議会の議決を経て契約を締結した分庁舎立体駐車場等整備工事であります。

今回、契約の金額を変更したため、変更契約の締結を議会に諮るものであります。

続きまして、別冊の決算書、認定第1号 令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算認定から認定第10号の令和5年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定であります。すでに監査委員による決算報告を受け、全ての会計で適切に処理され、正当であるとの意見書を受理いたしました。

お手元にその写しを提出いたしましたので、決算審査意見書の説明につきましては省略させていただきます。

なお、監査委員からご指摘いただいた住民生活に真に必要とされる施策を展開するとともに、さらなる見直しを図り、将来を見据えた政策の推進が必要であるとの貴重なご意見につきましては、真摯に受け止め、身を引き締めて、町政運営に邁進する所存であります。

以上、本定例会に提出、提案をいたしました。議案の詳細な説明につきましては、この後、会計管理者ならびに担当課長より説明させますので、よろしくご審議をいただき、ご議決ならびに認定賜りますようお願い申し上げます。

続いて、議案集20ページ、21ページの諮問第1号、諮問第2号の人権擁護委員の推選についての人事案件につきまして、提案理由の説明をいたします。

現在、本町には人権擁護委員が5名おりますけれども、そのうち2名が来年の3月31日で任期満了となります。

そこで、諮問第1号として南部町万沢4249番地、昭和35年7月8日生まれの久保田美穂氏、64歳。

諮問第2号として、南部町井出1422番地、昭和38年2月20日生まれの佐野彰紀氏、61歳を推薦いたしたいと思っております。

任期は令和7年4月1日から3年間となります。

以上で、人権擁護委員の提案理由の説明とさせていただきますが、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（望月光彦君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

はじめに、日程第4 報告第5号および、日程第9 議案第54号から日程第17 議案第62号までの補正予算ならびに、日程第18 議案第63号 工事請負契約の変更契約の締結について、渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺雄治君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月光彦君）

次に、日程第5 議案第50号について、遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤一明君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月光彦君）

次に、日程第6 議案第51号について、望月子育て支援課長。

○子育て支援課長（望月裕司君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月光彦君）

次に、日程第7 議案第52号および日程第8 議案第53号について、渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺幸博君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月光彦君）

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時です。

休憩 午前10時45分

---

再開 午前11時00分

○議長（望月光彦君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第19 認定第1号から日程第28 認定第10号について、遠藤会計管理者。

○会計管理者（遠藤成君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月光彦君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

ここで、令和5年度決算に基づく南部町健全化判断比率および資金不足比率ならびに各会計の歳入歳出決算および基金の運用状況について、田中清一代表監査委員より審査結果の報告をお願いいたします。

田中代表監査委員。

○代表監査委員（田中清一君）

代表監査委員の田中でございます。

それでは私から、去る7月26日、29日の2日間にわたり、高橋茂広監査委員とともに実施いたしました、令和5年度決算に係る財政健全化審査ならびに各会計の決算審査の結果につきまして、その概要を報告いたします。

はじめに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、審査に付されました財政健全化審査について報告いたします。

お手元に配付されております令和5年度財政健全化審査意見書をご覧ください。

端末資料は⑧です。

町長から提出されました健全化判断比率および資金不足比率ならびに算定基礎となる事項を記載した100ページにわたる資料をもとに、財政課より状況を聴取し、審査した結果、これらの書類はいずれも法令等に基づき適正に作成されているものと認められました。

南部町の健全化判断比率の状況は2ページに、資金不足比率の状況は3ページに記載されている表のとおりであります。

各健全化判断比率、資金不足比率ともに早期健全化基準ならびに憂慮される基準を大きく下回っており、指摘する事項は特にありませんが、引き続き健全な財政運営の維持に努めていただくことを望みます。

次に、地方自治法第233条第2項および第241条第5項の規定に基づき、審査に付されました令和5年度南部町一般会計および特別会計の歳入歳出決算ならびに基金の運用状況の審査結果について、概要を報告いたします。

お手元に配付されております令和5年度会計決算審査意見書をご覧ください。

端末資料は⑨です。

審査の対象は、一般会計および特別会計9件の歳入歳出決算および定額の資金を運用している土地開発基金の運用状況で、関係諸帳簿その他の証拠書類と照合しながら審査を行いました。

また、令和5年度に実施された馬込小規模治山工事リバーサイドパーク整備事業工事、旧万沢小学校各種改修工事および本庁舎消防車両整備工事ならびに本庁舎屋根改修工事の5カ所について、実地状況調査のため現地確認を行い、各担当者から概況を聴取いたしました。

その結果、各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書ならびに基金運用状況調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数に誤りはなく、予算執行も適法、適正であると認められました。

まず、令和5年度一般会計について4ページの表1です。

歳入総額は63億9,726万4千円、歳出総額は56億293万5千円でありました。

繰越明許費繰越額として1億4,068万7千円ありますので、実質収支額6億5,364万2千円が令和6年度への繰越額となりました。

歳入面においては、6ページの表4です。

まず、主たる財源である地方交付税は、前年度の29億496万1千円に比べ、普通交付税が6,996万5千円増額し、特別交付税も2,201万7千円の増額、合計で9,198万2千円の増額となり、総額では29億9,694万3千円でありました。

前年度からの増額は、算定項目である臨時財政対策債振替相当額が減算されたことが主な要因です。

なお、5ページの表3のとおり、歳入総額の46.8%を占める地方交付税に大きく依存している状況は依然として変わりありません。

町税収入は、7ページの表5のとおり、町民税においては、個人住民税が、人口減少に伴う納税義務者の減少と給与収入などの個人所得が上らないことで、また、法人住民税も事業所の収益等の減収により、町民税全体では前年度に比べ収入額が1,398万円の減収となっています。

新型コロナウイルス感染症への対策が緩和されたことで、この先事業活動が活発になることを期待いたしますが、個人住民税は納税義務者の減少等により減収は避けられないものと予想されます。

課税客体の減少によるものなのでいかんともしがたいわけですが、当該調定額の徴収に最大限の努力を図られることを望みます。

なお、徴収事務においては、どの税目も高い徴収率を維持しています。納税相談など細やかな対応を続けていることは、昨年度に引き続き、大いに評価に値します。

今後も税の公平性および公正性の観点から、慎重な対応と徴収の強化を引き続き図られることを望みます。

次に、歳出面ですが、8ページの表6のとおり、扶助費は前年までの新型コロナウイルス感染症に関連する給付が減少したため26%、物価高騰対策事業の完了により補助費等が4.

9%、計画的な修繕を投資的経費として支出したため維持補修費が51.5%、それぞれ減額となりました。

一方、総合会館解体工事や分庁舎立体駐車場整備事業、町道奥山線改良工事等により、投資的経費は21.4%の増額となりました。

また、9ページの表7のとおり、老朽化が進む公共施設の解体改修には補助金や起債の充当ができないため、昨年度に引き続き、公共施設整備基金や、また森林環境譲与税基金などにも積み立てを行っています。

今後、公共施設等総合管理計画、国土強靱化計画に沿った施設の維持や廃止等にかかる多額の支出を控える中、引き続き行財政改革を念頭に、人件費、扶助費および公債費に係る義務的経費が高い水準で推移しないよう注視しながら、将来負担を考慮した財政運営を図られることを望みます。

次に、特別会計の決算ですが、11ページの表13-1です。

9会計の歳入総額は30億5,148万8千円、歳出総額は28億2,816万6千円となりました。

翌年度に繰り越すべき額がありませんので、実質収支額は2億2,332万2千円となっています。

特別会計においても計数に誤りはなく、予算執行はそれぞれの会計の目的に沿った適法、適正なものと認められました。

特別会計の詳細については抜粋して報告させていただきます。

まず、簡易水道事業特別会計では、新型コロナウイルス感染症への生活支援として、令和4年度に引き続き2カ月間の使用料免除が実施されました。南部町全域を対象としたすばらしい施策であると考えます。

この調定額減額分の補てんととして、12ページの表13-2のとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1,800万円を一般会計から繰り入れています。

また、この簡易水道事業においては、1億3,106万8千円の一般会計からの法定外である繰入金に大きく依存する形が続いており、企業会計としての今後の事業運営に影響を及ぼすと考えられます。

施設の老朽化に伴い、今後も多額の支出は避けられませんが、企業会計として少しでも自立の方向へ向かえるよう、今後の運営方針を検討していくことが必要となります。

なお、13ページの表15のとおり、水道使用料の徴収事務においては、前年度末からの未収金に減少が見られ、事務の連携を図りながら対応が強化されていることは大いに評価に値します。

財政基盤強化と受益者負担の適正化を図るため、未収金の発生防止とその回収に今後も取り組まれることを望みます。

次に、指定居宅サービス特別会計です。

14ページの表16のとおり、令和5年度も黒字決算となっていますが、これは一般会計からの繰入金によるものです。

富沢デイサービスセンターは、延べ利用者数が前年度より増加しており、収入状況は改善しつつあるように見受けられます。

しかし、電気料、燃料費、食材費などの高騰で運営費も増大しています。今後とも事業の継

続とさらなるサービスの向上に向け、社会福祉協議会との連携を強化し、運営内容について協議検討を続けていくことが必要です。

次に、国民健康保険特別会計事業勘定について、15ページの表18のとおり、歳入面では、団塊の世代の後期高齢医療への移行が進む中、人口減少や社会保険の適用拡大が要因で被保険者の減少が続いており、国保税の調定額は前年度から約1,273万円の減額となっています。

歳出面では、14ページの表17のとおり、前年度より県事業費納付金と保険給付費が増額となり、実質収支額は4,847万9千円で、前年度を下回っています。

しかし、医療費適正化や収納率と検診受診率の向上への取り組みを加味した交付金と繰越金、さらに税収の確保等により財政調整基金の取り崩しはなく、財政面では比較的安定した状態と確認されました。

令和6年度見直しとなる県国保事業運営方針の内容や、保険給付の状況を注視する中で、財政調整基金の的確な活用について十分に検討し、今後も国保財政の健全性堅持が図られることを望みます。

また、令和6年度より協議が始まった峡南地域南部医療連携については、医療を取り巻く環境が厳しい峡南南部地域において、各医療機関でよりよい医療連携を進め、将来にわたりこの地域に暮らす町民が安心して生活を送れるような体制づくりを期待いたします。

以上が一般会計および抜粋した特別会計の決算概要であります。

過疎地域に位置し、小規模自治体である本町にあっては、歳入に占める町税の割合は13.9%であり、今後も自主財源の確保には厳しいことが予想され、交付税をはじめとする依存財源に頼らざるを得ないのが現状であります。

しかし、そうした状況下ではありますが、町政には財政の健全性を保ちながらも、町内の経済活性化を図り、直面する課題や最優先して行うべき事業を見極め、限られた財源を有効に活用して町民サービスの維持向上を図らなければなりません。

効率的な行財政システムの構築に努め、最少の経費で最大の効果を上げることが求められており、真に住民生活に必要とされる施策を積極的に展開するとともに、さらなる見直しにより将来を見据えた政策の推進に取り組まれることをお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、お手元の財政健全化審査意見書および会計決算審査意見書をご覧いただき、ご確認をお願いいたします。

以上、審査結果の報告を終わります。

○議長（望月光彦君）

以上で、監査委員の審査結果報告を終わります。

田中代表監査委員、ご苦労さまでした。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は13時です。

休憩 午後 0時00分

---

再開 午後 1時00分

○議長（望月光彦君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（望月光彦君）

ただいま議題となっております案件のうち、日程第4 報告第5号、日程第18 議案第63号および日程第29 諮問第1号と、日程第30 諮問第2号について、4件については、町長から、本日先議されたい旨の申し出がありました。

よって、本日先議いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第4 報告第5号、日程第18 議案第63号および日程第29 諮問第1号、日程第30 諮問第2号については、本日、先議することに決定いたしました。

端末資料⑭、議案集3ページをお開きください。

日程第4 報告第5号 令和5年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第4 報告第5号 令和5年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑を終結いたします。

次に議案集15ページをお開きください。

日程第18 議案第63号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

ご説明いただいた今回の増額について、1回目の調査のときには、その50センチ下がったときの地盤が柔らかかったかどうかというのは、分からなかったのでしょうか。高額な契約でするので、調査したときに、ここは危ないのではないかということはないのでしょうか。

この設計が新たに設計し直さなければならなかったのか、そのあたりがもし分かれば、教えていただきたいと思います。

○議長（望月光彦君）

企画課長。

○企画課長（兼）DX推進課長（杉山一陽君）

それでは、望月議員の質問にお答えをいたします。

設計時には、一度、一カ所の地質調査をしております。

ですが、その時点で、総合会館がまだ解体途中であったため、建設する場所に直に地質調査を入れることができませんでした。若干駐車場入り口付近に近い場所で、ボーリング調査を実施しました。今回の設計では分庁舎を建設した際の地質調査結果に基づいて、設計を組みました。

第2支持層に達するまでに地面から3メートル下に支持層があるのではないかという想定

のもとに設計を組みましたが、実際に掘り起こしたところ、先ほど説明したとおり、平均で50センチ前後、追加で深く掘ることとなりました。

ですので、設計時には、一応調査はしたけれども、そこまでの精密な結果が得られなかったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございますか。

遠藤光宣議員。

○9番議員（遠藤光宣君）

あれだけの規模の工事をするにあたって、一番大事となるのが地盤調査であり、説明の中では1カ所だけというのを聞いて驚いている。総合会館の解体中のため出来なかったという説明であったが、必要最低限できる範囲の中で、基本的に考えたときに、あれだけの規模の建物であれば、外周回りで、最低でも4カ所は調査しなければ意味がないと考えられる。今回はこれが1カ所ということで、それでは分からないのは当然ではないか。

また、分庁舎建設の際の資料があると説明にはあったが、分庁舎は建物の位置が違い、今回は建物が東側であり、砂利の地盤になっていると思われる。

以前の説明では、埋まっている総合会館の基礎を掘り起こさなければならないという説明を聞いたが、あれだけの建物を支えられる基礎が潜っているのを撤去してしまえば、地盤が軟化し、再度地盤改良のために杭を打ったりしなければならぬはず。確認できていないが、元々あった総合会館の基礎については、全て抜いてしまったのか。教えていただきたい。

○議長（望月光彦君）

企画課長。

○企画課長（兼）DX推進課長（杉山一陽君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

総合会館のおよそ15メートル、16メートルの第1次支持層まで達しております基礎杭につきましては、1本も抜いてございません。設計時に、安定している地盤をそのまま安定させたままのほうが安全であるという観点から、今回は抜いてございません。

○9番議員（遠藤光宣君）

分かりました。

抜いていないということであれば、元々ある基礎の分は支持層が得られていると考えられるが、その上に今回の立体駐車場の基礎を作っていくとして、下にそれだけの基礎があり、建物も元々あった総合会館に比べてかなり軽いものであるのに、当初の設計である3メートルで足りずに50センチ追加で掘る必要があるというのが、理解できない部分がある。説明をお願いします。

○議長（望月光彦君）

企画課長。

○企画課長（兼）DX推進課長（杉山一陽君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回、総合会館の杭を抜かずに基礎を築くということで、設計の段階で、建設する立体駐車場の柱、これが26脚程あるのですが、総合会館跡に残っている杭で柱と位置が合っている箇所がほぼない状態となっています。今回建設するのは立体駐車場であり、建物と比べると軽く、

地盤も安定しているのですが、上に建つ建物の柱が埋まっている杭の位置と合わないため、簡易的な地盤の処理を行うということで、スラリー系攪拌式ブロック状地盤改良工法という、G Lから3メートル掘り下げて底から1メートル60センチまでの高さを土と今回、増額をしています固化材を混ぜ合わせて、固い地盤を造るという方法で作業をしておりますが、この1メートル60センチ部分に50センチほど誤差が生じ、深く掘ることとなりました。

以上です。

○9番議員（遠藤光宣君）

分かりました。

今の説明の解釈としては、杭は残してあるが、総合会館の基礎は撤去してしまったということでしょうか。

○議長（望月光彦君）

企画課長。

○企画課長（兼）DX推進課長（杉山一陽君）

総合会館の基礎自体はすべて取り除いてあります。

杭だけを残し、その上に新たに地盤改良した基礎を造っております。

○9番議員（遠藤光宣君）

分かりました。

そういった方法もあるのかとは思いますが、杭が残っているのであれば、建築に携わっていた者からすると、その杭を利用して、工事を進めるというのが正解だと感じてしまう。20数本ある杭の中で、近くの杭を利用して基礎を造っていけば、最初の段階でできたのではないかと思うが、今回私が確認したいことは聞くことができました。

○議長（望月光彦君）

外に質疑はございますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第18 議案第63号 工事請負契約の変更契約の締結についての質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

日程第18 議案第63号について、討論をいたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第18 議案第63号についての討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

日程第18 議案第63号 工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第18 議案第63号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案集20ページ、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてと、議案集21ページ、諮問第2号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

本案は人事案件でありますので、質疑・討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して、直ちに採決に入ることに決定いたしました。

はじめに、日程第29 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について採決いたします。

本案は、原案のとおり適任とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、日程第29 諮問第1号については、原案の候補者を適任とすることに決定いたしました。

次に、日程第30 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について採決いたします。

本案は、原案のとおり適任とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、日程第30 諮問第2号については、原案の候補者を適任とすることに決定いたしました。

---

○議長(望月光彦君)

日程第5 議案第50号から日程第17 議案第62号、および日程第19 認定第1号から日程第28 認定第10号までの23件についてを議題とし、順次質疑を行います。

これらの案件については委員会付託を予定しておりますので、詳細な質問は委員会審査でお願いいたします。

最初に、日程第5 議案第50号 南部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

芦澤潤一郎議員。

○1番議員(芦澤潤一郎君)

審議会の様子と、会の中でどういった質問があったかを、可能であれば教えていただきたいと思えます。

○議長(望月光彦君)

総務課長。

○総務課長(遠藤一明君)

ただいまの芦澤議員のご質問にお答えします。

特別職報酬等審議委員会におきましては、町民の代表といたしまして、区長会長、民生児童委員の協議会長、商工会の会長、金融機関の支店長、司法書士、元議員の代表、学識経験者の方を7名選出いたしまして、審議会を開催いたしました。

その中での意見につきましては、近隣の町村の報酬額、財政規模、類似団体の財政規模の同じような町村の報酬額等を参考に審議をしていただきました。

その中で、人数が10名となるということで、いろいろな議論がされたわけですが、近隣の身延町等の報酬額を参考にすり合わせをさせていただきました。委員さんの中では、人口規模が身延町より低いですが、報酬はより高くなっているということで、今後の議員

の皆さまへの期待と、それから町に対する執行の方法に意欲を持ってやっていただきたいというような意見がございまして、このような金額になっております。

以上であります。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第5 議案第50号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第6 議案第51号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第6 議案第51号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第7 議案第52号 南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第7 議案第52号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第8 議案第53号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、質疑はありますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第8 議案第53号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第9 議案第54号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。

端末資料⑮、別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

質疑は、全ての会計において事項別明細書により行います。

はじめに歳入について、11ページから13ページ、質疑はありますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

第2款総務費から第4款衛生費について、17ページから19ページ、質疑はありますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第5款農林水産業費から第9款教育費、20ページから最終22ページまで、質疑はありますか。

高橋議員。

○8番議員（高橋茂広君）

20ページの商工費についてですけども、道の駅なんぶに倉庫棟を建設ということですが、平米数等、もう少し詳しい説明をお願いします。

○議長（望月光彦君）

産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

ただいまの高橋議員の質問にお答えします。

倉庫棟の面積ですが、137.82平方メートル、倉庫面積については95平方メートル、ミーティングスペースを22平方メートル、スタッフルームを12平方メートルとしまして、137.82平方メートルとなっております。

以上となります。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑ありますか。

高橋議員。

○8番議員（高橋茂広君）

倉庫棟については分かりました。バックヤードがないということで、作るのだと思いますけれど、道の駅内の、南部市展示室の前のスペースを現在、物置のように使用していますが、あのスペースについてはどうしていくのか考えていますか。

○議長（望月光彦君）

産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

先ほど財政課長の補足説明にもあったのですが、現在、生涯学習課の南部氏の館、という形で、町をPRするために、という方向で進めておりますが、実際、荷物等が置かれているという状況ですので、施設運営、適正な商品管理ができていないといった指導はしております。現状、そういった状況ではありますが、該当スペースについては従来どおり町のPRの形をとっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はありますか。

遠藤光宣議員。

○9番議員（遠藤光宣君）

この建物を建てる場所には、現在、倉庫棟がありますが、倉庫棟が一番東側の空いている、バスなどの大型車両が駐車されているスペースへ立てる予定ということでしょうか。

○議長（望月光彦君）

産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

ただいまの議員の質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、防災の倉庫棟の横に、大型の駐車場の空間がありまして、その2区画を使いまして建設のほうを予定しております。

以上となります。

○議長（望月光彦君）

遠藤光宣議員。

○9番議員（遠藤光宣君）

現在、大型バスが2台程駐車出来るスペースがあると思いますが、道の駅なんぶがオープンしてから、バス会社のガイドの方と話をする機会があり、静岡県側から道の駅なんぶへトイレ休憩で入ったときに、最近バスを利用されるご高齢の方が非常に多いため、バスを入り口付近に駐車して、奥まで歩いていかなければならないのが残念だという話を伺いました。2台しかない駐車スペースへこういった建物を建てるとなると、大型バスについては、入って左側へ行くしかないということですね。

○議長（望月光彦君）

産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

ただいまの議員の質問にお答えします。

国土交通省側、左側の駐車場を利用させていただく形になります。

以上です。

○9番議員（遠藤光宣君）

あれだけ集客の多い道の駅があるわけですが、人を集めるには大型バスが駐車してくれるというのが、一番理想的だと思います。

これで駐車スペースがなくなってしまう、大型バスが入って左側へ行かなければならないとなると、ご高齢の方であったり、雨の日であったり、動線が非常に不便になってくると思うのですが、可能であれば、そういった点についても考慮したうえで、もう少し検討していただいて、いい方向、これから先はこうしていきたいということについて考えてもらえればと思います。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第9 議案第54号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑩、別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

日程第10 議案第55号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。

9ページと13ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第10 議案第55号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第11 議案第56号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。

事業勘定25ページと29ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第11 議案第56号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第12 議案第57号 令和6年度南部町介護保険特別会計補正予算(第2号)

について、質疑を行います。

39ページと43ページ、44ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第12 議案第57号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第13 議案第58号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。

53ページと57ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第13 議案第58号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第14 議案第59号 令和6年度南部町睦合財産区特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。

67ページと71ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第14 議案第59号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第15 議案第60号 令和6年度南部町富沢財産区特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。

81ページと85ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第15 議案第60号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第16 議案第61号 令和6年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。

95ページと99ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第16 議案第61号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑰、別冊の簡易水道事業会計補正予算書をご用意ください。

日程第17 議案第62号 令和6年度南部町簡易水道事業会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。

7ページ、収益的収入および支出について、質疑はありませんか。

望月憲之議員。

○2番議員(望月憲之君)

この水質検査の委託料で100万円というお話がございましたけれども、具体的にどのような形の水質検査を行うのか教えてください。

○議長(望月光彦君)

水道環境課長。

○水道環境課長（岡村忠君）

ただいまの議員の質問にお答えいたします。

有機フッ素化合物の一種である水道水源のPFOS、PFOAの検査を28カ所計画しております。

以上です。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はないですか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

これは1年に1回行うものですか。

○議長（望月光彦君）

水道環境課長。

○水道環境課長（岡村忠君）

こちらは1回実施されます。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございますか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第17 議案第62号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑩、別冊の決算書をご用意ください。

決算書は、各会計ごと、別閉じになっております。

日程第19 認定第1号 令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑は、全ての会計において事項別明細書により行います。

はじめに、歳入について質疑を行います。

第1款町税から第14款使用料及び手数料、12ページから18ページ中段まで、質疑はありませんか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

17ページの教育使用料、5節のアルカディア南部総合公園使用料が大きく上がっているのですが、ここについては、色々事業を実施したとか、使用件数が去年に比べて増えたとか、そういった理由でしょうか。

○議長（望月光彦君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（兼）公民館長（遠藤賢君）

それでは、望月議員のご質問にお答えをいたします。

コロナ禍が明け、利用が増えたということで、使用料が増えております。

前年比114%となっております。

以上でございます。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第15款国庫支出金から第22款町債、18ページ中段から最終27ページまで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

第1款議会費から第2款総務費、28ページから37ページ中段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費から第4款衛生費、37ページ中段から47ページ中段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第5款農林水産業費から第6款商工費、47ページ中段から53ページ下段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第7款土木費から第8款消防費、53ページ下段から58ページ下段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第9款教育費について、58ページ下段から70ページ中段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第10款災害復旧費から第13款予備費および財産に関する調書について、70ページ中段から81ページまで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、南部町土地開発基金運用状況調書について、最終82ページ、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第19 認定第1号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第20 認定第2号 令和5年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、9ページから15ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第20 認定第2号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第21 認定第3号 令和5年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について、9ページから15ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、日程第21 認定第3号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第22 認定第4号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、はじめに事業勘定、財産に関する調書を含め、13ページから31ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

次に、直営南部診療施設勘定、財産に関する調書を含め、9ページから17ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

次に、直営万沢診療施設勘定、財産に関する調書を含め、9ページから17ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、日程第22 認定第4号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第23 認定第5号 令和5年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、11ページから33ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、日程第23 認定第5号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第24 認定第6号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、9ページから15ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、日程第24 認定第6号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第25 認定第7号 令和5年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、9ページから13ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、日程第25 認定第7号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第26 認定第8号 令和5年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、9ページから16ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

仲亀佳定議員。

○10番議員（仲亀佳定君）

毎年、富沢財産区では山道整備事業が行われているのですが、どこにどのような山道を整備されたのか、また委託料につきましても、どこに委託されているのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

○議長（望月光彦君）

産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

ただいまの仲亀議員の質問にお答えします。

参道の整備を随時実施していくということで、令和3年度に全体の計画を立て、令和4年度から随時実施しております。場所については奥山地内となりますが、4年度については1,400メートル、5年度については2,972メートル進めております。

委託業者については、南部町の森林組合でございます。

以上となります。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございますか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第26 認定第8号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第27 認定第9号 令和5年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、9ページから13ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第27 認定第9号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第28 認定第10号 令和5年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、9ページから13ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第28 認定第10号についての質疑を終結いたします。

以上で、質疑を終結いたします。

これより提出議案の委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付してありますとおり、所管の常任委員会へ提出議案を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付してありますとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

○議長（望月光彦君）

日程第31 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の一つの質問事項ごとに質問と回答を終了し、次の質問事項に進む、一問一答方式です。

1人の質問の持ち時間は質問と回答の時間を含め40分間です。

また、同一の質問事項についての再質問は2回までですので、よろしく願いいたします。  
なお、残り時間は議場内に設置してありますモニターに表示されますので、十分ご留意ください。

時間が経過した場合は、議長が質問を打ち切りますので、申し添えます。

最初に、2番、望月憲之議員の質問を許します。

望月憲之議員の質問は2問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

それでは、私から2問質問をさせていただきますが、最初に、森林環境譲与税の活用と里山整備について伺います。

森林環境譲与税は、国内に住所のある個人に対して課税が始まった交付税であり、市町村においては、今年度から個人住民税均等割と合わせて1人年額1千円が徴収されます。

その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与され、市町村においては、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備およびその促進に関する費用に、また、都道府県においては、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てることとされております。

都道府県・市町村は、インターネットなどを利用して、その使い道を公表することになっており、南部町もこの森林環境譲与税を活用した整備が始まっております。

町におきましては、南部町森林環境譲与税活用検討協議会を立ち上げ、令和3年12月に南部町森林環境譲与税活用方針を打ち出していて、町は森林環境譲与税の使途が多岐にわたる一方で、事業の優先順位をつけております。

譲与税を活用した森林整備の促進と森林の有する防災機能に対する整備に優先的に配慮するとともに、事業効果をさらに高めるため、既存事業や町民、企業と共同で行うこととしております。

しかしながら、近年の町内の森林や里山の状況を見ますと、河川の両岸や町道、林道に覆いかぶさるように木が倒れ、草や雑木が伸びております。

最近ですが、森林の中において大きな木の下が、雨によって土が流され、竹などを伴って倒木したことで土石流の原因となることが危惧されております。

自治会や近隣の住民が年に何度か手が届く範囲の中で環境整備を行っておりますが、住民も高齢化や人口減少により参加人数も少なくなっています。

こうした里山の整備に当事業を使えないか、対応できないか、まず伺います。また、森林管理制度の意向調査を行ったと思いますが、意向調査の状況を踏まえ、今年度の森林環境譲与税の活用と今後について伺います。

○議長（望月光彦君）

望月議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

佐野産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

望月憲之議員の森林環境譲与税の活用と里山整備についてのご質問にお答えします。

森林環境譲与税については、議員ご質問のとおり、森林環境税および森林環境譲与税に関する法律第34条第1項により、市町村が実施する森林の整備、人材の育成および確保、公益的機能の普及啓発、木材の利用の促進、その他森林の整備の促進など、市町村の判断により幅広い事業に活用可能となっております。

また、同条3項において、使途については公表することが定められております。

この森林環境税は、本年度から国税として国民1人当たり年額1千円を市町村が賦課徴収するため、森林環境譲与税を財源とした森林整備事業の効果は、広く国民一人ひとりに及ぶものでなければならず、自治体の取り組みが国民の皆さんの理解が得られるかという点についても十分留意していかなければならないと考えております。

町が充当事業として優先すべき事項は、町民の安心・安全の確保であり、防災面を優先度の上位として位置づけております。町には整備が必要な人工林面積が多い状況ですので、整備効果が高いものを優先して実施していきたいと考えております。

まず、1つ目の質問の譲与税を活用し、里山の整備ができないものかについてであります。大きくくりとしては森林整備に該当すると考えられますが、森林所有者の意向やその周辺に与える状況など、現地調査をし、譲与税を活用することが可能なのか、あるいは町単独として実施すべきなのかを検討しながら進めていきたいと思っております。

次に、2つ目の今年度の森林環境譲与税の活用と今後についてであります。森林経営管理事業については、町全体で意向調査対象面積は6,426ヘクタールあり、区域20カ所に順位をつけ、毎年実施しております。

本年度については、文京、御堂、楮根、富沢インター周辺森林所有者62ヘクタールの意向調査、昨年度意向調査を実施した。文京、中央、天王の38ヘクタールのうち12ヘクタールを3年間で経営管理集積計画を作成してまいります。

その他、竹林整備事業、林業成長産業化対策事業、木質バイオマス利用推進のための未利用間伐材等集材支援事業、担い手確保のための林業通年就労奨励補助金事業、森林病虫害等被害対策事業、重要インフラ施設周辺森林整備事業、路網整備林道鯨野森山線全体計画および令和7年度実施予定箇所の詳細設計を本年度の計画として実施してまいります。

その他、本年度予算には計上しておりませんが、町産材利用促進事業、林道・林業専用道の整備等事業として、森林整備の効果的な遂行のため、町内の林道路網の維持整備など、今後も積極的に取り組んでまいります。

森林環境譲与税は、これまで町が取り組んでまいりました既存の事業の財源としても大いに活用することが可能でありますので、本町の森林整備や保全の促進が期待できるものと考えております。

なによりも、この事業は市町村の判断により幅広い活用が可能でありますので、森林環境譲与税活用検討会でも取り組みを検討しております。

議員におかれましても、有効活用についてぜひ提案をいただければと思います。

○議長（望月光彦君）

産業振興課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

再質問になりますが、南部町における森林整備の取り組みが、防災面を考慮し、町民の安心安全の確保につながり、国民の皆さまの理解を得ることができるよう計画的に取り組んでいるとの説明がありました。

今後は、年度ごとの目標を提示し、検証しながら、町民に事業状況が分かるよう進めていただけたらと思います。

また、森林経営管理事業につきましても、意向調査対象区域20カ所に順位を付け、毎年実施しているとのことであり、引き続き町の財産である森林が荒れることのないよう、計画的に事業の継続をお願いします。

さて、里山整備については、既に多くの自治体に取り組んでおります。

里山整備により、集落や農地と野生動物が生息する森林との境を明確にすることになり、有害鳥獣を誘引しない環境づくりにもつながります。

静岡県の湖西市では、荒廃森林が増えたことから、自治会等から要望のあった土砂災害の発生等の危険性が高まっている森林について、森林整備を実施しています。

また、御前崎市では、公道に隣接している森林のうち、道路へ倒木するおそれのある立木を伐採することで、道路の寸断等の発生を予防しています。

事業箇所の計画にあっては、地元の町内会と連携して実施しているそうです。しかしながら、森林所有者が町外の場合は連絡をとることが難しく、事業の必要性について理解していただき、事業を実施するまでには時間もかかってしまいます。

私の居住する地域でも、神社および周辺整備をするのに地主が神奈川県にいたことから連絡を取ることも苦労していましたが、先日、周辺整備についても了解を得ることができました。

このようなこともあるので、現地調査をする場合、できれば近隣の住民を交えた中で相談し、その要望を反映させた事業展開をお願いできればと思います。

また、林道や作業道につきましても、雨による浸食等で荒れている箇所が見受けられます。こうした場所についても、民家等に近いところから優先的に整備が必要であると考えます。

森林環境譲与税は、市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するよう譲与額が設定されており、特徴や工夫、積極的な事業展開が求められています。

南部町でも竹林整備事業を実施しております。ぜひこれも引き続きお願いしたいと思います。

また、令和3年11月の議会において、森林環境譲与税の活用について質問を行い、その回答として、今後の事業展開について、新たな事業や町内の森林整備の促進、担い手の育成のあり方、自治体連携や都市住民との交流などについて、今後協議検討するとしていましたが、どうなっているのか、お伺いしたいと思います。

また、先ほど提案という話がございましたので、一つ提案させてもらいますが、木材利用や森林等に関する普及啓発活動を進めるために、森村産業から寄付された石合の町有地を活用して、首都圏の自治体との自治体間連携、企業のCSR活動などと連携した遊歩道の整備、広葉

樹等の植樹、木材の利用等により、都市と山村が連携した森林整備を実施。交流ツアーによって森林林業の役割を理解してもらうなど計画してはどうでしょうか。

その場所は将来紅葉の名所になるのではないかと思います。限られた職員の中で新規事業への対応は大変だと思いますが、次の時代につながるように取り組んでいただけたらと思います。

○議長（望月光彦君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

佐野産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

再質問にお答えいたします。

先ほども話させていただきましたが、町が充当事業として優先すべき事項は、町民の安心・安全の確保であり、防災面を優先の上位として位置づけております。

町には整備が必要な人工林面積が多い状況ですので、事業効果が高いものを優先して実施していきたいと考えております。

森林環境譲与税を活用しての事業展開についてであります。譲与税の使途が多岐にわたる一方、整備が必要な人工林が多く面積が占める本町の状況や、森林環境譲与税が創設されるに至った経緯などを考慮し、森林整備の効果が高いものを使途として優先して位置づけ、地域の実情を踏まえつつ、1番目として森林整備、2番目に人材育成担い手の対策、3番目に町の実行体制の整備、4番目に木材利用の促進、5番目に普及促進を優先順位の基準として事業展開をしております。

内容につきましては、森林整備につきましては、森林経営管理事業の路網整備、未利用間伐材等集材支援事業、重要インフラ施設周辺森林整備事業であります。

人材育成担い手対策としては、森林組合や県などの造林請負者に雇用される林業従事者に一定額を給付し、林業労働者の安全確保を図るため、林業通年就労補助事業、良質な町産材製品の供給強化を図るため、県に登録された事業者や森林組合が整備した林業を効率化するための機械や施設に対して補助金を交付する林業成長産業化対策事業などの財政支援をする取り組みを進めております。

その他、森林環境譲与税活用検討協議会を設置し、より効率的な森林環境譲与税の活用について協議しております。

議員ご質問の、自治体連携や都市住民との交流や普及啓発活動は、森林の持つ役割や林業を理解してもらうために大変重要なことだと思いますので、森林環境譲与税活用検討協議会でもぜひ検討してまいりたいと思います。

石合町有地の活用につきましては、現在は民間に資材置き場として貸し付けております。ご提案の施設整備や広葉樹の植栽などは、インシヤルコストも多額になること、また、施設を維持するためのランニングコストもかかることを念頭に置きながら、林業以外での利活用が可能なのか検討してまいります。

以上となります。

○議長（望月光彦君）

産業振興課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

森林整備については多くの町民が何とかしてもらいたいということを望んでおります。先ほど、課長の話にありましたように、1から5、いろいろな段階の事業を考えているということですので、着実に人材育成等も実施していただけたらと思います。

実はこういった話も聞いています。南部町に来た時は富士山も見えたけれども、前の山の木々が大きくなってしまって、今では見えなくなってしまうと。木が伸びてしまって、朝日が差すのが1時間遅れているという話も聞きます。

道路に木が覆いかぶさり、道路に枯れた木の枝が落ちるなどの危険も増しております。また、東電の電線に木がかぶさってしまって、昔は東電が対応してくれたが、住民から連絡してもすぐには来てくれないという話も聞きます。森林環境譲与税の話からは少しズレますが、行政の方から一言、言ってもらえることも大切なのではないかと思います。

全てがすぐに解決する問題ではありませんけれども、子どもたちの通学路、あるいは住宅に近い森林などから整備を行っていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（望月光彦君）

町長。

○町長（佐野和広君）

いろいろなご質問がございました。

ここで頭に入れておいていただきたいのは、森林環境税についてはもう財源が決まっております、年々増えることはないということです。最高6千万円であり、その6千万円の範囲で何を実施するか考えると、これは限られた内容になります。ですから、優先順位を決めながら行う、現状はこの対応しかないと思っております。

まずは一生懸命、環境税を有効活用する。これは常に頭にありますので、今までゼロだったところに、約6千万円という金額が入ってくることは大変ありがたいことでありますので、これからもいろいろ考えていきます。ですので、最初に話した点については頭に入れておいていただきたいと思います。

以上です。

○議長（望月光彦君）

以上で、1番目の質問を終了いたします。

次に2番目の質問を求めます。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

それでは、限られた時間ですので、2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問は、野生鳥獣による農作物の被害対策についてお伺いしたいと思います。

野生鳥獣による農作物の被害対策について、親から譲り受けた田畑を荒らさないように、また耕作放棄地を何とか活用することができないかと工夫、苦心しつつも、楽しみながら仲間と相談して畑を耕し、農作物を作る方も多く見受けられ、ナス、キュウリ、トマトに加え、スイカ、トウモロコシなどを生産しておられます。よくできた農作物を道の駅に出荷することで、道の駅の活性化にもつながります。

また、近所におすそ分けをすることで、地域のコミュニティーの輪も広がっています。

その一方で、せっかくできた農作物、明日収穫しようとしたスイカ、トウモロコシが、カラス、アライグマ、ハクビシン、タヌキなど、野生鳥獣の被害に遭ってしまうことが最近では多く発生しております。

鳥獣被害は、農業意欲の減退や耕作放棄の要因、シカなどによる車両との衝突事故、生活環境被害等をもたらしております。

人家に近く、荒廃した雑木林や竹林などは、こうした鳥獣が生活するための快適な環境となってしまうしております。

現在のところの対策としては、捕獲イコール被害対策という形になっていると思いますが、計画的な対策ではなく、その場限りのものになっているのではないのでしょうか。

被害を軽減させ、持続的な農業をしていくための対策が必要であり、行政だけではなく、猟友会の皆さんにもご協力いただき、生産者も含めた中で、この地域の実情に合った計画が必要と考えますが、町の対応を伺います。

○議長（望月光彦君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

佐野産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

これまでも幾度となく一般質問をいただいた野生鳥獣による農作物被害対策についてであります。本町の農作物の鳥獣被害につきましては、山間地が多くを占めているため、これまでも町内全域で年間を通じて被害が発生しております。

特に、イノシン、ニホンジカ、ニホンザル等の野生獣による水稻、野菜に対する食害や踏み倒し、圃場の掘り起こし等の農作物被害や、整備した森林の樹皮を剥がされたり、荒らされたりする被害が多く見られます。

また、小動物のハクビシン、タヌキ、アナグマ、さらに近年ではアライグマが住宅周辺で捕獲され、果樹や野菜への被害の拡大が懸念される状況となっております。

中山間地域にある本町は、野生獣が里山から人家のある集落へ頻繁に出没を繰り返し、収穫寸前の農作物が被害に遭う頻度が高くなっております。農家の皆さんの耕作意欲が削がれることはもちろん、農業全体において深刻な損害をもたらす状況となっております。

そこで、町では、平成20年に鳥獣被害防止計画を作成し、3年ごとに計画の見直しを行い、計画に沿って被害防止対策を実施しております。

捕獲等に関する取り組みでは、被害地域でのわなによる捕獲、猟友会、鳥獣被害対策実施主体による捕獲、特定鳥獣保護管理事業として管理捕獲の実施、ニホンザルについては集団捕獲、囲いわなの設置、防護柵の設置等に関する取り組みでは、中山間地域整備事業による広域的な侵入防止柵を設置。電気柵・防除網設置に対する補助金の交付、ロケット花火による追い払いを行うなど、多方面にわたって被害防止対策を実施してまいりました。

しかし、どれも決定打とはならず、未だに町内全域に被害が及んでいることから、今後も捕獲檻、わなを鳥獣が頻繁に出没する地域へ設置、ニホンザルの集団捕獲、囲いわなの設置、猟友会による有害捕獲の実施、生産者には電気柵・防除網設置の奨励、農産物被害の軽減と、持続可能な農業としていくためにも、粘り強く鳥獣防止対策に取り組んでまいります。

○議長（望月光彦君）

佐野産業振興課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

鳥獣被害防止計画を作成して、3年ごとに計画の見直しを行っているという話がございました。多方面にわたって被害防止対策を実施しているということですが、どれも決定打とはならないとの説明があり、町内全域に被害が広がっている状況です。

昨日も、UTYで放映されましたが、南部町内のアユを飼っている業者さんの餌が食べられてしまった。本当に近くに来ている、そういう状況です。

町内で7頭のアライグマが捕獲されたという話も出ました。野生鳥獣による農作物の被害は全国的な課題でありまして、最近はクマの出没情報もあり、他県ではクマによる人的被害も発生しております。町民の生命に関わる危険もあり、何とか解決方法を見つけていかなければならないと思います。

新潟県の十日町市では、鳥獣被害対策実施隊が中心となり、猟友会と連携を図りながらICT機器の活用を検討するなど、効果的な捕獲方法により被害の軽減に努めております。

町内に発生している被害の状況と原因を正しく把握し、適切な対策を実施することが大切であり、そのためには、行政に捕獲を依頼するだけではなく、被害状況を正しく報告するという事など、地域住民の役割分担が重要になるのではないかなと思います。

捕獲だけに頼らない総合的な取り組みのため、県農政部や大学等の研究機関との連携も必要であり、侵入を防ぐ防護柵や電気柵などの設置についても、設置の補助金交付だけではなく、設置を希望する農家の方や設置後の方を集めて、基本的な設置講習会の実施、あるいは現場において柵の設置指導を行って設置後の点検をマニュアル化するなど、柵の適正管理につなげることが大事ではないかと思えます。

また、今後は近隣市町村との協議会設置など、連携した取り組みも検討していく必要があると思えますが、町の考えを伺います。

○議長（望月光彦君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

佐野産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、鳥獣被害対策には、鳥獣の捕獲、侵入防止対策、生息環境管理と総合的な取り組みが必要であると考えます。

猟友会による鳥獣捕獲、生産者による防護柵・電気柵の設置、地域住民による餌場、隠れ場になりやすい藪の定期的な刈り払い、放任果樹の伐採と、それぞれが役割を果たすことによって、対策の効果も上がるのではないかと考えます。

設置時の指示指導につきましては、設置の申請の際、設置指導を希望していただければ、県、JAと連携をとりながら現地指導を実施してまいりたいと思えます。

近隣市町村との協議会設置についてであります。すでに峡南地域野生鳥獣被害対策連絡会

議として、野生鳥獣被害対策に対して峡南5町の実施状況等の情報交換をする会議が設置されております。

近隣の被害状況を確認しながら、今後も連携した取り組みを進めてまいりたいと考えます。

農産物被害の軽減と持続可能な農業としていくため、これからも粘り強く鳥獣防止対策に取り組んでまいります。

○議長（望月光彦君）

産業振興課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

すでに協議会のほうが設置をされているということで、南部町だけの問題ではないのだと思います。

毎月、議員の研修誌が発行され、南部町にも届くのですが、この中で深刻な鳥獣被害にどう対処するかというテーマが取り上げられており、本当に全国的な問題として取り上げられているということでもあります。ぜひ今後も協議会を中心として全体的な形で取り組んでいただきたいと思います。

今までは畑や田んぼ、お茶畑だった場所が、後継者がいないことにより耕作放棄地になり、草が伸びているということが段々と増えております。

動物が出没しやすくなっており、里山整備、森林整備と併せて、有害鳥獣対策を考えていく必要があると思います。

官民が一体となって対処していくことが大切であり、そのために県や大学等と連携して、南部町に合った取り組みを検討していく。そして、全国の先進事例を学び、情報交換を行うなどして、今後の支援について生かしていくことが大切かなと思います。

先ほども前向きに実施していくという話がございましたので、今後もよろしく願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（望月光彦君）

望月議員の質問が終わりました。

以上で、望月憲之議員の一般質問を終了いたします。

次に、3番、望月小五郎議員の質問を許します。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

一般質問をさせていただきます。

これまで14度にわたり一般質問をさせていただきました。改選前にもう一度、町の成長戦略に必要と強く思っている企業誘致、一次産業の活性化について改めて質問させていただきます。

議員として4年が経とうとしています。その間、町民の皆さまの声を基に、多方面にわたり一般質問をさせていただきました。

令和4年3月定例会では、町の現状と成長戦略について、令和4年6月定例会では企業誘致の現状について、また令和4年12月定例会においては、町の将来を見据えた財政政策につい

てそれぞれ質問をさせていただきましたが、企業誘致に関しては、住民生活や環境問題のリスクや雇用問題などのハードルがあり、慎重にならざるを得ない。

町の将来を見据えた財政政策については、稼ぐ力を伸ばすことは大切だが、一次産業に発展を託すことは本町の置かれた条件下では非常に厳しいとの回答でした。

確かに、少子高齢化、人口減少が進む町においては、企業誘致や一次産業に力を入れていくことはリスクを伴うかもしれませんが、本町においては企業誘致や特産物の生産拡大、加工製品の商品開発に活路を求めていくことが、町を活性化させる近道ではないでしょうか。

稼ぐことができれば労働力は集まります。持論になってしまいましたが、改めて企業誘致や一次産業支援について町の考えをお伺いいたします。

○議長（望月光彦君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

杉山企画課長。

○企画課長（兼）DX推進課長（杉山一陽君）

それでは、望月議員のご質問にお答えさせていただきます。

ただ今、望月議員よりご指摘をいただきました企業誘致の現状につきましては、昨年6月定例議会でお答えさせていただいて以来、大きな進展がない状況にあります。

しかし、引き続き問い合わせ等がある場合には、真摯に対応を進めていくことには変わりはありません。

ただ、議員の皆さまもご承知のとおり、徳間地内へのエステ関連施設の開業を進めている事業者をはじめ、フットワークの軽い比較的小規模な事業者につきましては、南部町の魅力をご理解していただく中で、順調に事業展開へと結びつけ、つなげられていることをご理解いただきたいと思えます。

その一例といたしまして、古民家ホテルを展開する山梨県内の事業者であります。この事業は、本郷地区の古民家を利用し、1棟貸しのホテル事業を展開するもので、癒しの空間で上質な料理の提供を予定していると聞いております。

現在、オープンへ向けて借り受けた古民家の改修等の準備を進めており、若干の町内雇用も創出できるとも聞いております。

また、本年7月には、町と山梨県初となる空き家問題解消および古民家情報等の官民連携に関する協定を締結したところであります。

2例目といたしましては、トレーラーハウスを利用し、宿泊と農業体験等を提供する東京の事業者であります。

この事業につきましては、すでに山水徳間の郷の施設内にトレーラーハウス1台の設置を完了し、指定管理者と連携する中で、オープンへ向けて最終調整を進めているところであります。

また、この農業体験等の提供には、提供者へ対価も発生することから、収入の見込める1次産業への可能性も期待するところであります。

このように、南部町の自然を生かした適正規模の事業展開が官民の連携により進められていることをご理解していただきたいと思えます。

次に、特産物の生産拡大・加工製品の商品開発で町の活性化と活路を見出す、についてでございます。

ご存じのとおり、南部町の特産品はお茶とタケノコであり、その奨励の歴史は古く、お茶の生産や加工施設整備に関しましては、JA等が事業主体となり、国や県の補助事業を活用しながら、町といたしましても積極的に支援をしてきていることはご承知のとおりと理解しております。

今後も、農林業の生産加工に対して新しい志を持った生産者や法人があれば、同じように支援をしていく考えであることをご理解いただきたいと思います。

産業振興課からの情報では、民間事業者によるタケノコの加工方法の模索およびその施設整備の検討や、町外業者ではありますが、南部茶を使用したクラフトビール製造販売等により、南部町の特産品の新しい可能性が見いだされ、展開されつつあることを確認しております。

これらの活動を無駄にすることなく、私どももふるさと納税返礼品への積極的な追加を促し、稼げる産業への一助となるように努めております。

さらに、新たに竹、スギ、ヒノキを使った加工品なども民間主導での展開を期待するところではありますが、望月議員のご指摘のとおり、商品開発に活路を開き、活性化を図っていくための支援も町として積極的に続けていく考えであることは、併せてご理解いただきたいと思ます。

今後も、南部町総合計画にのっとり本町の身の丈に合った事業展開により、新たな関係人口の創出や一次産業の収益増等の産業発展を目指しながら、町民の皆さまの穏やかで豊かな生活環境の維持にも注力していきたいと考えておりますので、議員の皆さまのさらなるご協力をお願いいたしまして、望月議員のご質問の答えとさせていただきます。

○議長（望月光彦君）

企画課長の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今、答弁いただいたことには非常に自分も同感であり、お答えにあったフットワークの軽い多種多様な事業所に事業展開していただくことは、地域活性化をしていく意味でも非常に重要だと思っています。

私はそれと並行して、ある程度人的雇用ができる企業に対応可能な用地確保は行政として考えていくべきではないかなと思っています。

立地条件、交通アクセスなどを考えれば、その可能性は高いと思っています。問い合わせを待つのではなく、積極的な対応も必要ではないでしょうか。

また、特産品のタケノコやお茶の生産量を確保するための労働力について再質問させていただきます。

人口減少が進む本町において、回答のような適正規模の事業展開を続けていては消滅都市からの脱却は難しいのではないのでしょうか。少なくとも数十人規模の雇用が期待できる企業誘致を考えるべきだと、私は考えています。

繰り返しになりますが、令和6年定例会において、積極的な企業誘致や住民生活や環境問題や労働力の確保などのリスクがあり、積極的な企業誘致は慎重にならざるを得ないとの回答でしたが、企業から問い合わせがあった場合には、常に柔軟に対応できる準備が必要ではないかと思っています。

例えば、現在使われなくなっている工場などの活用も視野に入れて、ある程度の広さを有する誘致場所を確保するなど、リスクを恐れない対応を期待しています。

一次産業についても、現在の支援策だけでは衰退は避けられません。

以前質問の回答にあったように、その主要原因は労働力不足であることは間違いありません。国や県の補助事業があっても、労働力がなければ有効活用につながりません。

令和5年12月定例会において、高橋議員から地域おこし協力隊の活用について質問がありました。事例や問題を確認し、導入を検討するとありましたが、補助金を使って労働力を確保でき、町を活性化できることに何を躊躇することがあるのでしょうか。早急な対応が必要だと考えます。

以上2点について、町の考えをお伺いいたします。

○議長（望月光彦君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

杉山企画課長。

○企画課長（兼）DX推進課長（杉山一陽君）

それでは、まず企業誘致についてお答えします。

もちろん適正規模の事業展開のみを続けているわけではなく、今できる規模の今できる事業展開に対して真摯に対応していることをご理解いただきたいと思います。

また、議員にご指摘いただきました、少なくとも数十人規模の雇用ができる企業誘致でございますが、南部町の人口規模を考えたとき、雇用者数が数十人規模の事業体となりますと、町内でもかなりの規模に位置づけられるものと理解しておりますし、数十人の町内雇用者の確保は困難を極めるものと考えております。

定期的に行っております町内の主要事業者との情報交換会での情報であります。町内の就労希望者は極めて少なく、新採用者につきましてはほぼゼロに近い状況が続いているというのが現状です。外国人就業者に頼らざるを得ない状況であると聞いております。

以前にもお答えいたしました。雇用者の確保自体難しい状況にあることも企業誘致には考慮しなければならない点の1つとなっております。

一方で、以前に引き合いのあった数社の事業者に対しましては、町内の空き工場等への問い合わせの実施や、希望される面積に見合う町有地および農地等を含む民地の紹介を行うなど、企業誘致活動も粛々と進めていることをご理解いただきたいと思います。

しかし、民間事業者は完全採算主義であり、利益を追求して事業展開を慎重に進めておりますので、現段階では開業するまでには至っておりません。

このことは私どもも十分に理解はしているところでありますので、今後もその対応に変わりはなく、継続していく考えでおります。

次に、労働力不足による一次産業の衰退でございますが、労働力不足は一次産業のみの問題ではなく、各産業、日本全国で労働力の確保の争奪戦を展開しておりますことはご承知のことと思います。

また、地域おこし協力隊の活用により労働力を確保していくというご指摘についてですが、単に国費を使って地域おこし協力隊を招き入れることが、一次産業の衰退を食い止める労働力の確保に直結するものではないと考えておりますので、やはり慎重にならざるを得ません。

ただ、昨年12月定例会でお答えしたとおり、地域おこし協力隊の導入に向けて模索中であり、現在、2～3社のあっせん事業者とヒアリング等を実施している最中であることをご報告させていただきます。

今後、検討を重ねる中で、南部町として最善の活用方法等を見出すことができ、協力隊の方々にも十分満足のいただける内容が確立することができれば、積極的に進めていきたいと考えております。

しかし、現時点では、安易な事業導入にならないよう、情報収集を進めておりますので、今しばらくお待ちいただきたいと思っております。

以上、望月議員の再質問の答えとさせていただきます。

○議長（望月光彦君）

企画課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今、企画課長のご答弁をいただいたのですが、この町の規模に合った、町を大切に、じっくり腰を据えてやっていく、そのような意味に自分は受けとめました。

ただ、日本の人口が1億2千万人から8千万人になろうとしているこのときに、長崎知事も人口の減少の緊急事態だというようなことを言っていますが、どこの自治体でも状況は同じです。

ですから、この中で人口を増やそうというのではなく、この町に足を止めてもらうような、そういった形で私は良いと思っています。佐野町長がよくおっしゃっているように中部横断道も、かりがね橋も完成しています。南部町に住んでいただかなくても、来て働いて、またご自宅へ帰ってもらう、そういった形で私やっているとと思っています。

理想ではなく、実際に動いているかどうかで、人の目と足は止まるとしています。先ほどの望月憲之議員の話にもありましたが、労働力が不足し、地域が荒廃していくと、やはり人の目というのは遠のいていくと思います。

ですので、お金はかかるとは思いますが、里山をきれいにする、工場を誘致する場所をつくっておく、そういうことを積み重ねて、あの町はきれいな町だなど、いいなというように思わせることも、大切なことではないかと私は思っています。

お金を管理する行政としましては、無謀なことはできないということは分かりますけれども、決して企業誘致に対する土地を確保することがリスクにつながるとは私は考えておりません。

また、ふるさと地域おこし協力隊については、この間研修に行きました秋田県の東成瀬村では、60人から70人ぐらいの人を募集して、大成功を収めています。ですから、全てできない、慎重になるべきだ、リスクを考えるべきだ、ではなく、やれている自治体もあるのではないかと。どうしてできるのだらうと、そこから学んで、町の発展につなげてもらうことが大切だと思っています。

以上、私の一般質問を終わります。

○議長（望月光彦君）

以上で、望月小五郎議員の一般質問を終了いたします。

これで一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日、4日（水曜日）には文教厚生常任委員会、明後日、5日（木曜日）には総務建設常任委員会の審査が行われます。

会場は2階大会議室、開会は午前9時であります。

時間までに2階、大会議室にご参集くださいますようお願い申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さんは控室にお集まりください。

---

散会 午後 3時23分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和6年9月3日

南部町議会議長

望 月 光 彦

会議録署名議員

遠 藤 光 宣

会議録署名議員

仲 亀 佳 定

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

渡 辺 正 樹



令和 6 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 1 3 日

令和6年第3回南部町議会定例会（第2日目）

令和6年9月13日  
午前9時30分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 請願第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
- 日程第3 議案第50号 南部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第51号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第52号 南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第53号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第7 議案第54号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第55号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第56号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第57号 令和6年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第58号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第59号 令和6年度南部町睦合財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第60号 令和6年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第61号 令和6年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第62号 令和6年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 認定第1号 令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第2号 令和5年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第3号 令和5年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第4号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第5号 令和5年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第6号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第7号 令和5年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第8号 令和5年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第24 認定第 9号 令和5年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第10号 令和5年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 発議第 4号 南部町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 発議第 5号 南部町議会広報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議員派遣の件について
- 日程第29 閉会中の継続調査について

追加日程第1 発委第 1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 芦澤潤一郎 | 2番 望月憲之  |
| 3番 望月小五郎 | 4番 塩津悟   |
| 5番 望月郁夫  | 6番 木内秀樹  |
| 7番 遠藤高芳  | 8番 高橋茂広  |
| 9番 遠藤光宣  | 10番 仲亀佳定 |
| 11番 小泉昇一 | 12番 望月光彦 |

3. 欠席議員(0名)

4. 会議録署名議員

- |          |          |
|----------|----------|
| 11番 小泉昇一 | 1番 芦澤潤一郎 |
|----------|----------|

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町長	佐野和広	教育長	市川隆
代表監査委員	田中清一	秘書政策監	滝基成
会計管理者	遠藤成	総務課長	遠藤一明
企画課長	杉山一陽	財政課長	渡辺雄治
税務課長	仲亀哲也	交通防災課長	金井貴
子育て支援課長	望月裕司	福祉保健課長	近藤利也
住民課長	渡辺幸博	産業振興課長（併） 農業委員会事務局長	佐野郁夫
建設課長	尾崎龍次	水道環境課長	岡村忠
デイサービスセンター所長	若林安彦	健康管理センター所長	大倉直也
学校教育課長	若林将基	生涯学習課長 （兼）公民館長	遠藤賢

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 渡辺正樹



開議 午前 9時30分

○議長（望月光彦君）

皆さん、おはようございます。

令和6年第3回定例会2日目にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

初日にも申し上げましたが、今定例会は昨年度の事業実績、行政成果を判断していただく機会であり、その審査、検証は膨大で大変なものであったと思われま

す。議員各位には、2日間にわたる常任委員会での慎重審査、大変ご苦労さまでした。

それでは、本日が最終日になるかと思いますが、議員各位には、円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、定例会2日目のあいさつといたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、令和6年南部町議会第3回定例会2日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

○議長（望月光彦君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、11番 小泉昇一議員および1番 芦澤潤一郎議員の両名を指名いたします。

---

○議長（望月光彦君）

日程第2 文教常任委員会に付託いたしました、請願第1号についての委員長からの審査報告、報告に対する質疑・討論・採決を行います。

請願第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数の改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願について、文教厚生常任委員会 遠藤高芳委員長、審査報告をお願いいたします。

遠藤高芳議員。

○文教厚生常任委員長（遠藤高芳君）

皆さん、おはようございます。

ただいまより、請願の審査結果についてご報告いたします。

今期定例会において、議長より文教厚生常任委員会に付託されました、請願第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について、9月4日、午後1時35分より、南部町役場本庁舎2階会議室において慎重に審査いたしました結果、少子高齢化が進行する状況の中、複雑化、困難化する課題を抱える学校現場において、子どもたちが一定水準の教育を受けられるための教育環境の整備は極めて重要なことであり、請願の趣旨に沿うことが妥当であると、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、この結果につきましては、会議規則第94条第1項の規定に基づき、端末資料㊸のとおり、議長に委員会報告書を提出してあります。

以上で、報告を終わります。

○議長（望月光彦君）

以上で、請願第1号に関する委員長報告を終了いたします。

遠藤委員長は、その場でお待ち願います。

次に、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

遠藤委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

日程第2 請願第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願については、委員長報告のとおり採決すべきものとするに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第2 請願第1号については、採択することに決定いたしました。

---

○議長（望月光彦君）

次に、常任委員会に付託いたしました、日程第3 議案第50号 南部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定から、日程第25 認定第10号 令和5年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定までの23件を一括議題とし、審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

最初に、総務建設常任委員会の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

委員長報告を求めます。

総務建設常任委員会 仲亀佳定委員長、登壇願います。

○総務建設常任委員長（仲亀佳定君）

おはようございます。

端末資料⑳をご用意願います。

総務建設常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会は、令和6年9月5日、木曜日に開会し、午前9時から午後2時30分まで、南部町役場本庁舎2階大会議室で審査いたしました。

出席者は、私、仲亀佳定、木内秀樹副委員長、遠藤光宣委員、塩津悟委員、芦澤潤一郎委員、望月光彦議長。

執行部からは、産業振興課・農業委員会、建設課、交通防災課、財政課、企画・DX推進課、税務課、総務課、議会事務局の、各課長、局長および担当職員が出席いたしました。

お手元に配付のとおり、総務建設常任委員会に付託された、議案第50号から認定第10号

までの10件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案どおり可決および認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容について、別冊の総務建設常任委員会審査報告書より、抜粋して報告をいたします。はじめに、産業振興課・農業委員会です。

3ページ、認定第1号 令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入2つ目、

問 22ページ、16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、2節林業費補助金のうち重要インフラ施設周辺森林環境整備事業費補助金について、以前伐採した木をバイオマス発電に利用できないか質問をした際、検討するという回答がありましたが、その後について伺いたい。また、バイオマス発電の稼働状況についても説明を。

答 伐採をした木材については、材質により利用できるものは森林所有者と話をし、搬出、利用していただいて利用していきたいと考えておりますが、物価高騰による人件費、材料費等の高騰もあり、切り捨て間伐材を利用するには、運搬費などの経費の存在から採算が合わない部分があります。利用できるようにしていきたいという思いもあるため、補助金要綱の見直しを検討していきます。稼働状況については、昨年8月から稼働しています。

次に4ページ、歳入、1つ目の、

問 26ページ、21款諸収入、5項雑入、4目雑入、1節雑入のうち、各指定管理者からの納付金の算定方法の説明を。

答 5カ所の指定管理者のうち、道の駅なんぶとなんぶの湯については、売り上げを基準に道の駅とみざわ、奥山温泉、山水徳間の里については収支を基準として納付額を算定しています。

次に建設課です。

7ページ、認定第1号 令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入2つ目の、

問 20ページ、15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目災害復旧費国庫補助金、2節公共土木施設災害復旧費補助金、災害時に併用できるその他の補助金はあるのか。

答 こちらの補助金は、通常3分の2が国庫補助となり、激甚災害等になりますと補助率が上がる場合もあります。補助裏には災害復旧事業費も併せて充当しています。

8ページ、歳出、上から3つ目の

問 55ページ、7款土木費、2項土木橋りょう費、2目道路新設改良費、12節委託料の不用額が1,035万7,900円となっているが、事業の内容と不用額について説明を。

答 町道中野一ノ出線の工事が対象であり、当初予定の事業を見直した結果、減額となっています。

次に、交通防災課です。

9ページ、議案第54号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第3号）、歳出2つ目の、

問 21ページ、8款消防費、1項消防費、2目消防施設費、18節負担金補助及び交付金の消防防災施設等整備費補助金の使い方について説明を。

答 南部町消防団ならびに自主防災会、消防防災施設等整備費補助金申請が、柳島区より南部分団第4部の火の見櫓の修繕で88万44円。臈月区より富沢分団第5分詰所トイレ改

修および雨漏りの修繕で77万3,080円の2件申請がありました。2件の合計が165万3,124円で、要綱に基づき補助対象経費の2分の1ということで82万6千円を今回計上しています。

同ページ、認定第1号 令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてです。歳出はじめの、

問 58ページ、8款消防費、1項消防費、2目消防施設費、14節工事請負費の411万4千円の説明と4目災害対策費、12節委託料の不用額50万9000円の説明を。

答 工事請負費について本部消防団のポンプ車用車庫を本庁舎ロータリーに新設しました。今まで分庁舎の公用車駐車場に駐車していましたが、総合会館の解体に伴い、公用車駐車場が倉庫となるため、消防車両を移す必要があり、本庁舎へ車庫を新設することになりました。続いて、災害対策費の不用額についてですが、こちらは災害時の緊急対応用の倒壊処理の費用を残しておいたものになります。

次に財政課です。

12ページ、議案第54号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第3号）、歳入、

問 13ページ、22款町債、1項町債、6項消防費、1節災害対策費、道の駅なんぶの整備事業（緊急防災・減災）5千万円について説明を。

答 道の駅なんぶに倉庫棟を建設します。その財源として、緊急防災・減災対策費を充てていきたいと思っています。ただし、こちらについてはまだ許可が得ているわけではなく、予算化をしないと申請ができないので、そのための予算措置となります。

認定第1号 令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、13ページ、歳出はじめの、

問 30ページ、2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費、14節工事請負費とその不用額について説明を。

答 工事請負契約3件となります。本庁舎屋根改修工事費が5,479万9,800円、それに伴う携帯衛星のアンテナ移設工事が44万円、その他に南部の駐車場整備として52万2,500円となっています。不用額の432万5,700円は入札差金となります。

次に企画・DX推進課です。

14ページ、議案第54号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第3号）、歳出はじめの、

問 17ページ、2款総務費、1項総務管理費、12目DX推進費について、われわれも行政視察を通して全戸にタブレット端末を配布し、活用している山形県西川町を知り、町の将来を感じたところである。そこで本町のDX推進課におけるこれからの具体的な目標、ビジョンをどのように設定しているのか伺う。

答 今年、DX推進課が新設されて以来、担当課職員とヒアリングを重ね、町がDXにどのように取り組んでいくべきか協議を重ねているところです。ある程度協議が終了したところで、今後の施策につなげていければと考えています。現段階では、具体的に確定した目標をお示しできませんが、今後、町民と職員がスマートフォンを通じて安全に情報を共有することができ、書かない窓口や、行かない窓口等を構築することにより、町民の方々が行政運営に携わりやすく、より利便性の高い行政サービスを提供していきたいと考えております。

次に、認定第1号 令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、15ページ、歳

出最初の、

問 33ページ、2款総務費、1項総務管理費、12目公共施設等総合管理事業費、14節  
工事請負費の旧万沢小学校改修工事を経て、万沢集学校となった現状は。

答 プレオープン以来、日曜、月曜、をオープン日としており、利用実績は5月が120名、  
6月が70名、7月が56名という状況です。今後は、更なる教室の開催や、集学校を利用  
した別の事業主による事業展開も計画されていると聞いております。

次に、税務課です。

17ページ、議案第54号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第3号）、歳入最初の

問 11ページ、1款町税、1項町民税、1目個人、1節現年課税分が2,818万6千円  
減額となっているが、この理由は。

答 歳出で説明した定額減税で減収となりました住民税分となります。減額した住民税相当  
分は国から減収補てん特例交付金として交付されます。

次に、総務課・分庁舎・万沢支所関係です。

19ページ、議案第54号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第3号）、歳出、

問 17ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、7節補償費の医療診断謝  
礼と、5目分庁舎費、12節委託料の電気保安業務委託料については、当初予算では計上  
すべきものと思われるが、補正予算に計上した理由は。

答 補償費の医療診断謝礼については、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例に基  
づき、職員が心身の故障により休暇する場合は、医師2名の診断が急遽必要となったため、  
職員である市川医師のほかに外部医師への依頼が必要となり、補正計上したものです。

分庁舎費の電気保安業務委託料については、休日時間外における停電検査の料金分とな  
ります。検査は年に1回実施するのですが、今年度より平日の執務時間外の検査実施につ  
いては、規定の料金が発生するようになり、関東電気保安協会との契約変更もあったため、  
補正計上したものであります。

以上で、総務建設常任委員会の委員会審査報告を終わります。

○議長（望月光彦君）

委員長報告が終わりました。

仲亀委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、総務建設常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

仲亀委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、文教厚生常任委員会の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

委員長報告を求めます。

文教厚生常任委員会 遠藤高芳委員長、登壇願います。

○文教厚生常任委員長（遠藤高芳君）

続きまして、文教厚生常任委員会審査報告をいたします。

文教厚生常任委員会の委員会審査報告を行います。

本委員会は、令和6年9月4日、水曜日に開会し、午前9時から午後1時45分まで、南部町役場本庁舎2階大会議室で審査いたしました。

出席者は、委員長、私、遠藤高芳、望月郁夫副委員長、小泉昇一委員、高橋茂広委員、望月小五郎委員、望月憲之委員、望月光彦議長。

執行部からは、教育長、総務課長、住民課・医療センター、税務課、教育委員会、子育て支援課、水道環境課、福祉保健課・デイサービスセンターの、各課長、所長および担当職員が出席いたしました。

お手元に配付のとおり、文教厚生常任委員会に付託されました議案第51号から認定第6号までの15件の議案について所管課より説明を受け、慎重に審査をいたしました結果、いずれも原案のとおり可決および認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容について、別冊の文教厚生常任委員会審査報告書より抜粋して報告いたします。

端末資料⑩報告書をご用意ください。

初めに、住民課医療センターです。

3ページ、議案第52号 南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、5つ目、

問 マイナ保険証へ移行がされていない方への確認書の発行について、こういったスケジュールを予定しているか。

答 現在お手元に交付されている保険証の有効期限は、最長で令和7年7月31日まで使えます。資格確認書の発行は12月2日以降の新規加入者で、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない方です。新規加入者が窓口に来所された際、資格確認書を発行する必要があるかどうかを確認することとなります。

次に、4ページ、認定第1号 令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入最下段の4つ目、

問 事務概要書16ページ、マイナンバーカード交付関係の項目で、申請者が6,324人いるにもかかわらず、交付者が5,891人となっているが、この差について説明を。

答 申請から発行まで3カ月ほどかかりますので、申請はしたが審査の状態でカードが発行されていない方もいることから差が生じています。また、カードを交付する際は、申請または交付時に役場職員の本人確認が必要なため、申請時に本人確認をしていない方は、交付時に本人確認をする必要があり、開庁時間内に窓口に来ることができないなどの理由から受け取りができていない方もいます。

次に教育委員会です。

6ページ、議案第54号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第3号）、歳入最初の

問 13ページ、21款諸収入、5項雑入、4目雑入、4節文化館販売収入の中にキャラクターグッズ販売収入が計上されているが、内容の説明を。

答 文化館販売収入につきましては、宮西達也図書館名誉館長のキャラクターグッズ販売収入となります。今回、9月補正におきまして、歳出の生涯学習費にイベントの販売用としてポロシャツ、Tシャツ各30着、トートバッグ50個を作成販売する予定です。

次に、中段、歳出、最初の、

問 21ページ、9款教育費、1項教育総務費、4目学校適正配置事業費について、当初、体育館から東館を整備するという話だったが、将来新しくプールは造らず、アルカディアスポーツセンターのプールを使う予定なのか。

答 ここ数年はアルカディアプールを使用しており、町の方針としましては、元のプールにつきましては解体する予定です。以前は学校から自校のプールを持ちたいという要望がありましたが、施設の管理の手間や費用がかかることに加えて、令和3年から環境省で暑さ指数に基づく熱中症警戒アラート基準が設けられ、指数が31以上になると原則運動は禁止とされたため、子どもたちの水泳の授業の時間を確保するためにもアルカディアプールを使用するのが最適だと考えています。屋内プールですので、快適な環境で時間どおり授業をすることができます。アルカディアで授業を行う際は、バスでの移動を含めて2時間分の授業時間が必要となりますが、アルカディアプールを利用するほうが、自校でプールを管理することより適当であると考えています。

次に、8ページ、事務概要書の最初の

問 49ページ、5の教員住宅関係において、入居戸数が13戸のうち4戸となっているが、空いている部屋、住宅の使い道について何か考えていることはあるのか。

答 教員住宅につきましては、北坂住宅は2棟に分かれていまして、下の棟が5戸、上の棟が4戸、合計で9戸となっています。峯の住宅は4戸となっています。昨年度は、北坂教員住宅の下の棟に3名、峯の教員住宅に1名ということで計4名が入居していました。以前は町内の小中学校に僻地勤務をされている教員で、入居者数も多かったのですが、中部横断自動車道ができたことや、僻地勤務する際の住所要件が緩和されたことなどにより、入居者が減っています。そのため、住宅については用途廃止し、別の用途に活用できないかということ、現在、企画課と検討中であり、特に北坂教員住宅の上の棟については、行政財産から普通財産に戻し、その後、企業に対して一棟貸しをすることや、通常の住宅として貸し付けをするといった方策を現在検討中です。

次に、子育て支援課です。

10ページ、議案第51号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、

問 本会議での説明の最後で、本町では当てはまらないという話があったが、より具体的な説明を。

答 家庭的保育事業というのは、保育者の自宅などで家庭的な雰囲気のもと行う保育事業、定員6人以上19人以下の小規模保育事業、会社等で主に従業員向けの保育事業を行っている場合で、従業員の子どもに加えて地域の子どもを受け入れている事業所内保育所、集団保育が困難な場合に、その子どものお宅で1対1の保育を行う居宅訪問型事業、この4事業で構成されています。いずれの事業も本町において該当がありませんので、町内において、もしこれらに該当する保育事業を始める場合は、この基準に基づいて、町が認可・確認を行うことになっています。

同じく10ページ下段、認定第1号 令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入、最初の、

問 23ページ、18款寄附金、1項寄附金、2目指定寄付金、1節指定寄付金のうち、子育て支援として274万円があるが、こういった形で使われたのか。

答 274万円の内訳ですが、ふるさと納税が174万円、宮西達也先生からのご寄附分が100万円です。子育て支援に関する指定寄附付金となりますので、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に充当させていただきました。

次に、水道環境課・環境センターです。

12ページ、認定第1号 令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出、

問 47ページ、4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費について、昨日の説明で1,408トン処理したとのことだが、詳細な内容の説明を。

答 これは峡南衛生組合に持ち込んだ量となります。可燃ごみが1,357トン、不燃ごみが71トン、うち20トンがリサイクルになります。

次に、13ページ、事務概要書の最初の、

問 事務概要書32ページ、粗大ごみ収集、町負担分があるが、住民から自己負担額が少し高いのではとの声を聞くが、近隣町村の状況は。

答 近隣町村では実施していないところもあり、一概には言えませんが、本町と同じ業者に委託する市川三郷町では、同じ金額で実施しています。業者側からは運搬距離もあり増額を求められますが、市川三郷町と同金額で依頼しております。住民には、半額負担で実施しておりますので、ご理解いただければと思います。

次に、福祉保健課・デイサービスセンター・アルファセンターです。

14ページ、議案第55号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第2号) 歳出、最初の、

問 13ページ、2款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、1目居宅サービス事業費、12節委託料194万円について。昨日の説明では、職員給与の加算で処遇改善が実施されるとのことだが、その改善内容は。

答 この補正額は今年10月から職員の処遇改善加算における人件費の増額によるものです。加算については、職員の研修・スキルアップや、職場環境の環境改善等をされたものに対して加算されるものです。

次に、15ページ上段、認定第1号 令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入、最初の、

問 19ページ、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金152万円だが、令和4年度からは大きな減額となっているその要因は。

答 令和4年度は9,765万3千円でした。これは令和4年度において、子育て世帯等の臨時特別支援事業費補助金による給付事業がありましたが、令和5年度は、当課が所管する子育て世帯に対する給付事業はありませんでしたので、大幅な減額となっています。

次に、3問目、

問 45ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健費、19節扶助費、不妊治療費助成金について、昨年度6組の方が対象となっているようだが、差し支えない範囲でその内容説明を。

答 利用する基準としては、医師が認めた不妊治療費に対して年1回、2分の1の補助か、もしくは上限20万円で通算5回利用できる補助制度です。

以上で文教厚生常任委員会審査報告を終わります。

○議長（望月光彦君）

委員長報告が終わりました。

遠藤委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、文教厚生常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

遠藤委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

以上で、各常任委員会委員長の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を終結いたします。

---

○議長（望月光彦君）

次に、日程第3 議案第50号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第6 議案第53号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての条例改正3件、規約の変更1件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第3 議案第50号から日程第6 議案第53号についての討論を終結いたします。

次に、日程第7 議案第54号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第3号）から日程第15 議案第62号 令和6年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第2号）までの、令和6年度補正予算9件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第7 議案第54号から日程第15 議案第62号までの討論を終結いたします。

次に、日程第16 認定第1号 令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第25 認定第10号 令和5年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定までの、令和5年度歳入歳出決算認定10件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第16 認定第1号から日程第25 認定第10号までの討論を終結いたします。

---

○議長（望月光彦君）

次に、採決を行います。

採決は、1議案ごとに順次行います。

最初に、日程第3 議案第50号 南部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第3 議案第50号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第4 議案第51号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第4 議案第51号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第5 議案第52号 南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第5 議案第52号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第6 議案第53号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第6 議案第53号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7 議案第54号 令和6年度南部町一般会計補正予算(第3号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第7 議案第54号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第8 議案第55号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第2号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第8 議案第55号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第9 議案第56号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第9 議案第56号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第10 議案第57号 令和6年度南部町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第10 議案第57号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第11 議案第58号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第11 議案第58号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第12 議案第59号 令和6年度南部町睦合財産区特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第12 議案第59号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第13 議案第60号 令和6年度南部町富沢財産区特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第13 議案第60号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第14 議案第61号 令和6年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第14 議案第61号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第15 議案第62号 令和6年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第15 議案第62号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第16 認定第1号 令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第16 認定第1号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第17 認定第2号 令和5年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第17 認定第2号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第18 認定第3号 令和5年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第18 認定第3号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第19 認定第4号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第19 認定第4号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第20 認定第5号 令和5年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第20 認定第5号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第21 認定第6号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第21 認定第6号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第22 認定第7号 令和5年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第22 認定第7号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第23 認定第8号 令和5年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第23 認定第8号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第24 認定第9号 令和5年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第24 認定第9号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第25 認定第10号 令和5年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第25 認定第10号については、原案のとおり認定されました。

---

○議長（望月光彦君）

次に、端末資料③、議員提出議案集2ページをお開きください。

日程第26 発議第4号 南部町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、趣旨説明・質疑・討論・採決を行います。

提出議員の趣旨説明を求めます。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

発議第4号 南部町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

発議第4号 南部町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
南部町議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年9月13日

南部町議会議長 望月光彦 殿

提出者	南部町議会議員	望月小五郎
賛成者	南部町議会議員	遠藤光宣
〃	南部町議会議員	高橋茂広
〃	南部町議会議員	望月郁夫
〃	南部町議会議員	塩津 悟
〃	南部町議会議員	望月憲之
〃	南部町議会議員	芦澤潤一郎

提出理由

南部町議会の議員の定数を定める条例の改正に合わせ、広報編集委員会を広報広聴常任委員会とすることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

なお、改正条例については、お手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

以上で、発議第4号の南部町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨説明を終わります。

○議長（望月光彦君）

趣旨説明が終わりました。

望月議員は、その場でお待ち願います。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第26 発議第4号についての質疑を終結いたします。

望月議員、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

これで、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第26 発議第4号 南部町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、日程第26 発議第4号は、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長（望月光彦君）

次に4ページをお開きください。

日程第27 発議第5号 南部町議会広報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、趣旨説明・質疑・討論・採決を行います。

提出議員の趣旨説明を求めます。

6番、木内秀樹議員。

○6番議員（木内秀樹君）

ただいまより、発議第5号を朗読いたします。

発議第5号 南部町議会広報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

それでは、議員提出議案の4ページをご覧ください。

発議第5号 南部町議会広報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について南部町議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年9月13日

南部町議会議長 望月光彦 殿

提出者	南部町議会議員	木内秀樹
賛成者	南部町議会議員	高橋茂広
〃	南部町議会議員	塩津 悟
〃	南部町議会議員	望月小五郎
〃	南部町議会議員	望月 憲之
〃	南部町議会議員	芦澤潤一郎

提出理由

南部町議会委員会条例（平成15年南部町条例第163号）の一部を改正することとしたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

なお、改正条例については、お手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

以上で、発議第5号の南部町議会広報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨説明を終わります。

○議長（望月光彦君）

趣旨説明が終わりました。

木内議員は、その場でお待ち願います。

次に、質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、日程第27 発議第5号についての質疑を終結いたします。

木内議員、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第27 発議第5号 南部町議会広報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

---

再開 午前10時46分

○議長(望月光彦君)

それでは、会議を再開いたします。

ただいま、文教厚生常任委員会から、請願第1号にかかる意見書の提出についての議案が提出されました。

お諮りいたします。

発委第1号を追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いません。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで、追加日程準備のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

---

再開 午前10時48分

○議長(望月光彦君)

それでは、会議を再開いたします。

○議長（望月光彦君）

追加日程第1 発委第1号、意見書の提出についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会提出議案は、端末資料⑤としてお手元へ配付しましたとおりでありますので、議案の朗読は省略させていただきます。

提出議案の趣旨説明・質疑・討論・採決を行います。

追加日程第1 発委第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について、提出委員会より趣旨説明を求めます。

文教厚生常任委員会 遠藤高芳委員長。

○文教厚生常任委員長（遠藤高芳君）

それでは、発委第1号についてを説明させていただきます。

加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について、趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

端末資料⑤、委員会提出議案2ページをご覧ください。

発委第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年9月13日提出

南部町議会議長 望月光彦殿

提出委員会は南部町議会文教厚生常任委員会であります。

提出理由であります、子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革を実現し、全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられるようにするため、加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施と中学校での35人学級の実施、計画的な教職員定数改善の推進、義務教育費国庫負担制度の堅持、および教育条件の格差解消のための教育予算の拡充を政府に強く求めるため、本意見書を提出するものであります。

なお、意見書はお手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

議員各位には、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます、以上で、発委第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について、趣旨説明を終わります。

○議長（望月光彦君）

発委第1号の趣旨説明が終わりました。

遠藤委員長は、その場でお待ち願います。

次に、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で、発委第1号に関する質疑を終結いたします。

遠藤委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

追加日程第1 発委第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、追加日程第1 発委第1号は、原案のとおり決定いたしました。

なお、本意見書は、地方自治法第99条の規定により、議長において各関係機関へ提出いたします。

---

○議長(望月光彦君)

日程第28 議員派遣の件についてを、議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

---

○議長(望月光彦君)

日程第29 閉会中の継続調査についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長から閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、令和6年第4回定例会の会期の決定、所管事務研究および調査について、お手元に申出書の写しが配付されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、各委員会の所管事務等について議会閉会中に委員会を開催することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、委員会の所管事務等について、議会閉会中の委員会開催については決定されました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

令和6年南部町議会第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（渡辺正樹君）

ここで、任期最後の南部町議会定例会閉会にあたり、議長からごあいさつがございます。

○議長（望月光彦君）

私どもの任期最終の定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

9月3日に開会されました私ども議会にとって、任期最終の今期定例会も全ての案件を議了し、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。これもひとえに議会運営に対します議員各位のご協力の賜物と感謝を申し上げます。

さて、今任期中を顧みますと、就任当初は収束の兆しすら見えない新型コロナウイルス感染症の流行により、従来の生活や行動様式は覆され、これまでに経験したことのない事態の中での議会活動でした。

昨年5月によりやく5類に移行され、通常の日常を取り戻しつつありますが、落ち込んだ我が国の景気は、海外の情勢にも左右され、回復は未だに感じられません。

その国際社会においては、今日においても終わりの見えないロシアによるウクライナの侵攻や、昨年には新たにイスラエルとパレスチナの紛争も勃発し、日々悲惨な状況が報じられています。

国内では、今年元旦に発生した能登半島地震に大きく動揺させられ、先月には南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されるなど、その脅威を改めて感じたところです。

また、国政にあつては、安倍元首相が凶弾に倒れるという、あつてはならない事件が発生し、その後、政治と金の問題が取り沙汰され、岸田首相退陣表明により乱立した候補者の中から、間もなく新たな国のリーダーが決まろうとしています。

アメリカ大統領選挙も間近に迫り、新たなリーダーとともに人々は変化を期待している情勢に思えます。

そのような情勢の中、今任期中、我々は、我々なりに、より開かれた議会を目指すべく苦心を重ね、議会基本条例を制定しました。

また、会議へのタブレット端末の導入や町民懇談会の開催、議員定数の削減等、さまざまな議会改革に取り組んでまいりました。議員報酬問題についても、今定例会で一定の区切りを得られたものと思われまふ。しかし、現在は凄まじい速さで世の中は絶えず変化しております。時代の変化に応じた議会運営と、町民が常に町政に関心を持ち、共に参画してもらえよう信頼され、存在感のある議会を目指し、絶え間ない変化や努力が必要と思われまふ。

今期に携わった議員各位におかれましても、皆同じであろうと思われ、この理念は次期議会でも引き継いでいただきたいと思います。

私どもの任期も満了を間近に控え、いよいよ次期選挙が迫ってまいりました。議員各位には、今までの豊富な経験と実績を生かされ、来たる選挙に当選の栄を勝ち得て、再びこの議場で会いまみえんことを祈念申し上げる次第であります。

一方、諸般の事情により、今期限りで勇退される議員各位に対しましては、永年にわたる議員活動に対しまして、深甚なる敬意を表するとともに、今後とも健康には十分留意され、南部町と地域発展のためにご活躍されることをご期待申し上げます。

結びに、議員ならびに町長をはじめ執行部各位には益々ご健勝で町政発展にご尽力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、今期4年間、議会運営の各般にわたり格段のご協力を賜りましたことに心よりお礼を申し上げ、任期最終の定例会議閉会にあたりまして、私のあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

○議会事務局長（渡辺正樹君）

以上で全日程が終了いたしました。

皆さま、今日まで本当にお疲れさまでした。

以上で終了となります。

なお、議員の皆さんはこの後写真撮影を行いますので、議員の皆さま、一旦控室のほうへご集合ください。

---

閉会 午前11時03分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和6年9月13日

南部町議会議長

望 月 光 彦

会議録署名議員

小 泉 昇 一

会議録署名議員

芦 澤 潤 一 郎

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

渡 辺 正 樹

